

第25期宝塚市農業委員会

令和6年第7回議事録

(2024年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和6年7月19日

(2024年)

宝塚市農業委員会

第25期 宝塚市農業委員会 令和6年第7回議事録

1. 日 時 令和6年(2024年)7月19日(金)14時00分～15時00分

2. 場 所 大会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、11番西田勝、12番今里宏、13番田中宏明

5. 欠席委員

平塚委員

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

上田推進委員

9. 事務局

係長 木元富夫、飯田啓貴 事務職員 永井敬善、岡村美佑

10. 議 題

- | | |
|----------|--|
| 1 議案第35号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件 |
| 2 議案第36号 | 宝塚市農業委員会専決事項取扱い要領改正の件 |
| 1 報告第34号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 |
| 2 報告第35号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 |
| 3 報告第36号 | 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件 |
| 4 報告第37号 | 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件 |

令和6年第7回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和6年7月19日

開会 午後2時00分

○林会長 第25期宝塚市農業委員会、令和6年第7回の総会開催したいと思います。

本日は、平塚委員と上田推進委員、また阪上さんがまだお見えになっておりません。会議に必要な過半数は出席しておりますので、第7回総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、1番の船岡委員、2番の福本委員のお二人にお願いしたいと思います。

それでは、併せて本日事務局長の溝渕局長、本日欠席になっております。代理人、鈴木次長にお願いしたところもう業務が入っているというようなことです。それでは、総会を始めたいと思います。それでは、諸般の御報告をお願いしたいと思います。

○事務局 (諸般の報告)

○林会長 ありがとうございます。報告は終わりました。報告につきまして何か御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、それでは議案審議に移りたいと思います。

議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案書1ページを御覧ください。

議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件、別紙のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、県への進達に伴う意見書提出につき、御審議願います。令和6年(2024年)7月19日。宝塚市農業委員会会長林五郎。

それでは、2ページを御覧ください。

1件です。申請人、譲受人が(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。申請地が切畑(地番)及び(地番)。地目がともに田です。地積、809.64㎡と601.92㎡。耕作者が(氏名)さんです。転用目的が資材置場。造成期間が令和6年10月1日から1カ月間。建設期間が令和6年10月1日から1カ月間。使用期間が令和6年10月1日から14カ月間。施設の構造につきましては、図面を御参照ください。施設の面積につきましては、1,411.56㎡。権利の種類が賃借権です。その他といたしまして、農振農用地区域内の農地でありますので、添付書類として、①事業計画書、②農地選定に係る代替地の検討、③隣地農地の同意書、④自治会長(水利組合代表)・農会長の同意書、⑤誓約書。

位置図については、3ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。地区委員として、私が切畑のほうに和田委員も地区委員となっておりまして、現地立会い工事の関係につきましては、もう去年から工事現場で一時転用されております。資材置場としての転用でございますが、それが今度長尾山霊園のほうに送電線を張り替えるというようなことで、その資材置場の延長を申し出られたというようなことで、

形が変わるわけでも何もございません。

○和田委員 もう現状の継続だから工事、問題ないと思います。

○林会長 はい。そうしたら、特に推進委員の和田さんのほうも特にないということでございますので、農業委員さん、推進委員さんで何かほかに、この件につきまして何か御質問等ございますか。特にないようですので、採決いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について、県に進達することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、県に進達することといたします。

次に、議案第36号 宝塚市農業委員会専決事項事務取扱い要領改正の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 では議案の5ページを御覧ください。

議案第36号 宝塚市農業委員会専決事項事務取扱い要領改正の件。別紙のとおり、「宝塚市農業委員会専決事項事務取扱い要領」を改正しようとするに伴い、御審議願います。

6ページ、7ページを御覧ください。宝塚市の農業委員会による専決事項事務取扱い要領ですが、基本的に皆様の総会、今の総会に諮ることなく、先に届出の受理書等発行するものということを定めています。例えば農地法5条の届出市街化区域の転用の届出であったりだとか、18条6項の賃借権の解約の通知の処理に関することであったりを、総会に諮ることなく先専決処分ということで、処理させていただいているのですが、その中、今回の修正点が、その4条、5条が農地法の条ずれが起きていましたので、そちらを修正するというのが1点目と、次は7ページの上から4行目辺りで、証明に関して専決事項として定めていた租税特別措置法第70条第6項第1号の規定による相続税及び贈与税等の納税猶予適格者証明の発行を以前も専決事項として、総会に諮ることなく処理させていただいていたのですが、県の取扱として、実態判断を伴うので総会案件というふうな姿勢を示すことができましたので、それに倣ってこのたび、専決事項から総会事項議案としてさせていただこうと思っております。それに伴って少し今まで専決事項で相続されて、生産緑地を相続されて納税猶予したいとなったときに、専決事項で先に証明を出せていたのが総会に諮ることになりますので、少し今までよりも時間がかかるといふ点があるのですが、今回、皆様にそれを周知させていただいた上で、総会の議案として取扱を変更しようというものになっております。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。農業委員さん、推進委員さんで何か、本件に対しまして御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、採決いたします。宝塚市農業委員会専決事項事務取扱い要領改正の件について、承認することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 ありがとうございます。全員が賛成ですので、承認することといたします。

続いて報告事項に移ります。報告第34号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案の8ページを御覧ください。

報告第34号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。令和6年(2024年)7月19日、宝塚市農業委員会会長、林五郎。

9ページを御覧ください。1件です。

届出者、(住所)、(氏名)さん。届出地が山本南(地番)、地目が田、300㎡、耕作者が(氏名)さんです。転用の目的が共同住宅用地。造成期間が受理日から90日間。建設期間が造成後から120日間。施設の概要としまして、構造が、木造2階建ての1棟、面積が延床面積で279.02㎡。その他としまして、水利組合の同意書の添付。隣接農地はないため同意書は添付がありません。令和6年5月29日、生産緑地の制限解除となっております。位置図は10ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。金岡委員。

○金岡委員 以前、造園屋さんが建物を借りて建てていたのですが、そこを取り壊して住宅にすると。それとその奥に、駐車場を隣接するというので、特に問題はないと思います。

○林会長 ありがとうございます。農業委員さん、推進委員さんで、何か本件に対しまして御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、続いて報告第35号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案の12ページを御覧ください。

報告第35号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。令和6年(2024年)7月19日、宝塚市農業委員会会長、林五郎。

13ページを御覧ください。全部で4件ございます。

1つ目、譲受人、(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地が中筋(地番)、地目が田、地積が1,107㎡、耕作者が(氏名)さん。転用の目的は、共同住宅用地。造成期間が令和6年12月2日から120日間。建設期間が令和7年4月15日から120日間。施設の概要が、構造につきましては、木造2階建て7棟と道路です。面積は1棟当たり約100㎡。権利の種類が所有権です。その他といたしまして、水利組合の同意書添付。隣地農地の同意書添付。令和6年5月29日、生産緑地制限解除となっております。位置図につきましては、15ページを御確認ください。

続きまして、2件目です。譲受人、(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地が、山本南(地番)、地目が田、地積が8.95㎡、耕作者が(氏名)さん。転用の目的は、共同住宅用地。造成期間が令和6年8月上旬から90日間。建設期間が令和7年1月初旬から150日間。施設の概要が、構造が、木造2階建て7棟と道路等となっております。面積が1棟当たり約137㎡。権利の種類が所有権です。その他といたしまして、水利組合の同意書添付。隣地農地はないため同意書は添付がありません。位置図につきましては、17ページを

御覧ください。

続きまして議案の14ページを御覧ください。3件目です。譲受人、(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地が、山本南(地番)、地目が田、地積が11㎡、耕作者が(氏名)さん。転用の目的は、共同住宅用地。造成期間が令和6年8月上旬から90日間。建設期間が令和7年1月初旬から150日間。施設の概要が、構造につきましては、木造2階建ての7棟と道路等。面積が1棟当たり約137㎡。権利の種類が所有権です。その他といたしまして、水利組合の同意書添付。隣地農地はないため同意書は添付がありません。令和6年6月11日、生産緑地の制限解除となっております。位置図につきましては、17ページを御覧ください。

続きまして、4件目です。譲受人、(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地が、山本南(地番)及び(地番)、地目はともに田、地積が737㎡と433㎡です。耕作者が(氏名)さん。転用の目的は、共同住宅用地。造成期間が令和6年8月上旬から90日間。建設期間が令和7年1月初旬から150日間。施設の概要が、構造につきましては、木造2階建ての7棟と道路等。面積が1棟当たり約137㎡。権利の種類が所有権です。その他といたしまして、水利組合の同意書添付。隣地農地同意書の添付。令和6年5月22日、生産緑地の制限解除となっております。位置図につきましては、3件目と同じく17ページを御確認ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。地区委員さんの御意見をお伺いしたいと思います。1件目の中筋(地番)の関係、今里委員。

○今里委員 水利組合の同意書並びに隣地の所有者の同意書も添付されておりますし、問題はないと思います。

○林会長 ありがとうございます。2件、3件、4件目、山本南(地番)の関係、3件ですが、金岡委員。

○金岡委員 2番、3番が進入のためのこれ隔切りのために、11㎡と8.9㎡を造成されております。それで4番のほうが一番大きい、この中で住宅用地となっているということでした。今のところほかからも何もないので、何も問題はないと思います。

○林会長 ありがとうございます。農業委員さん、推進委員さんで、何か本件に対しまして御意見、御質問等ございますか。

特にないようですので、続いて報告第36号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 皆様、議案書の19ページを御覧ください。

報告第36号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。

では、次の20ページを御覧ください。全部で7件ございます。

1件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和3年6月18日から令和6年6月6日まで。耕作面積が2,586㎡。納税猶予農地は中筋(地番)、ほか3筆とあります

が、中筋（地番）と（地番）、（地番）で地目は全て田。実際には植木が植わっておりまして、納税猶予の証明面積は2,586㎡。証明年月日は令和6年6月6日です。位置図につきましては、23ページと24ページを御覧ください。

2件目、申請人は、（住所）、（氏名）さん。農業経営期間は、令和3年6月18日から令和6年6月11日。納税猶予農地は、山本丸橋（地番）、田、2,486㎡のうち、2,466㎡。その他、山本丸橋（地番）、田、727㎡、山本野里（地番）、畑、436㎡。一番最初の山本丸橋（地番）は植木。山本丸橋（地番）は芝。山本野里（地番）の畑でした。面積の合計が3,629㎡で、証明年月日は令和6年6月11日です。位置図につきましては、25ページと26ページを御覧ください。

3件目、申請人は、（住所）、（氏名）さん。証明する農業経営期間は、令和3年6月25日から令和6年6月13日。納税猶予農地は、山本東（地番）、畑、591㎡の1筆で、実際に畑でした。証明年月日は、令和6年6月13日です。位置図につきましては、27ページを御覧ください。

4件目、（住所）、（氏名）さんが申請人です。証明する農業経営期間は、令和3年6月19日から令和6年6月19日まで。納税猶予農地は、口谷西（地番）の1筆で、地目は田、4,626㎡のうち3,772.36㎡が納税猶予農地となります。証明年月日は、令和6年6月19日です。位置図につきましては、28ページを御覧ください。

5件目、申請人は、（住所）、（氏名）さん。証明する農業経営期間は、令和3年6月9日から令和6年6月19日まで。納税猶予農地が、安倉北（地番）の地目は田、733㎡。（地番）の地目は田、456㎡。（地番）、田、109㎡。（地番）、田、1,279㎡と登記上なっておりますが、こちら区画整理中でして、仮換地として街区番号（地番）、（地番）画地に割り振られており、そちらが1,645㎡となる予定です。現状として田と畑両方としていらっしゃいました。証明年月日は、令和6年6月19日。位置図につきましては、29ページを御覧ください。

6件目、（住所）、（氏名）さん。農業経営期間は、令和3年6月29日から令和6年6月21日まで。納税猶予農地が、安倉中（地番）の1筆で、面積は1,575㎡、地目は田、実際に田んぼをしていらっしゃいました。証明年月日は、令和6年6月21日。位置図につきましては、30ページを御覧ください。

最後、7件目です。申請人は、（住所）、（氏名）さん。証明する農業経営期間は、令和3年6月10日から令和6年7月1日。納税猶予農地は、山本丸橋（地番）の1筆で、面積は446㎡。証明年月日は、令和6年7月1日で、実際には畑をしていらっしゃいました。位置図につきましては、31ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。農業委員さん、推進委員さんで、何か御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、続いて、報告第37号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件について、報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 では、議案書の32ページを御覧ください。

報告第37号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件。別紙のとおり、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、報告します。

33ページを御覧ください。

令和5年度、昨年度の皆様の農業委員会としての活動等について、報告することとい農業委員会の法律で決められておりますので、それに当たって、現在公表をしておりますという報告になります。33ページのほうは、基本的な宝塚市内の基礎情報について記載させていただき、続いて34ページが、農業委員会で今まであった農地の所有権の移転であったり、賃借を含めた最適化活動の成果ということで、農地の集積の状況と、また遊休農地の発生防止解消というところは、昨年度行った農地パトロールの結果を報告しております。また35ページ下の新規参入の促進というところでは、令和5年度の新規就農者に関して、情報を記載しております。また、次の36ページ等は、皆様の活動の日数であったり、農地パトロールをした県の強化月間であったり、また37ページは、今年度は阪上会長代理に御参加いただいた昨年は、(氏名)さんに御参加いただいた新規参入相談会というものの、報告をさせていただいております。38ページのところは、事務の実施状況というところで、農業委員会の農地法3条の許可事務であったり、農地転用の事務であったり、違反転用、一応去年はなかったとしているのですけれども、対応等の記載をしております。こちら現在、宝塚市のホームページのほうで公表しておりますので、御確認をまたよろしくお願いします。

以上です。

○林会長 ありがとうございます。説明は終わりました。農業委員さん、推進委員さんで、何か御意見、御質問ございますか。

○小中委員 ちょっと確認だけ。36ページの2番のところで、最適化活動を行う農業委員の数12人だけど、我々は13人だけど、一人は関係ない人があるわけですか。

○事務局 そうです。逢坂委員は中立委員になるので、皆様に毎月書いていただいている活動報告等も逢坂委員は当たらず、逢坂委員を除いた12名ということです。

○小中委員 適正活動を行う人というのは12人だけしかないということ。

○事務局 12人、農業委員さん13名のうち逢坂委員を除いた12名と下の5名が最適化推進委員さんの5名となっております。

○小中委員 そうですか。

○林会長 中立委員は除いているということやね。

○事務局 はい、担当地区を持っている委員さんで計上しております。

○林会長 ほかに何か御意見ございますか。

特にないようですので、以上で本日の議案2件、報告4件について、審議等は終了させていただきます。

これをもちまして、令和6年第7回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6 番（会長） 林 五 郎

1 番 船 岡 知 恵 美

2 番 福 本 充 宏